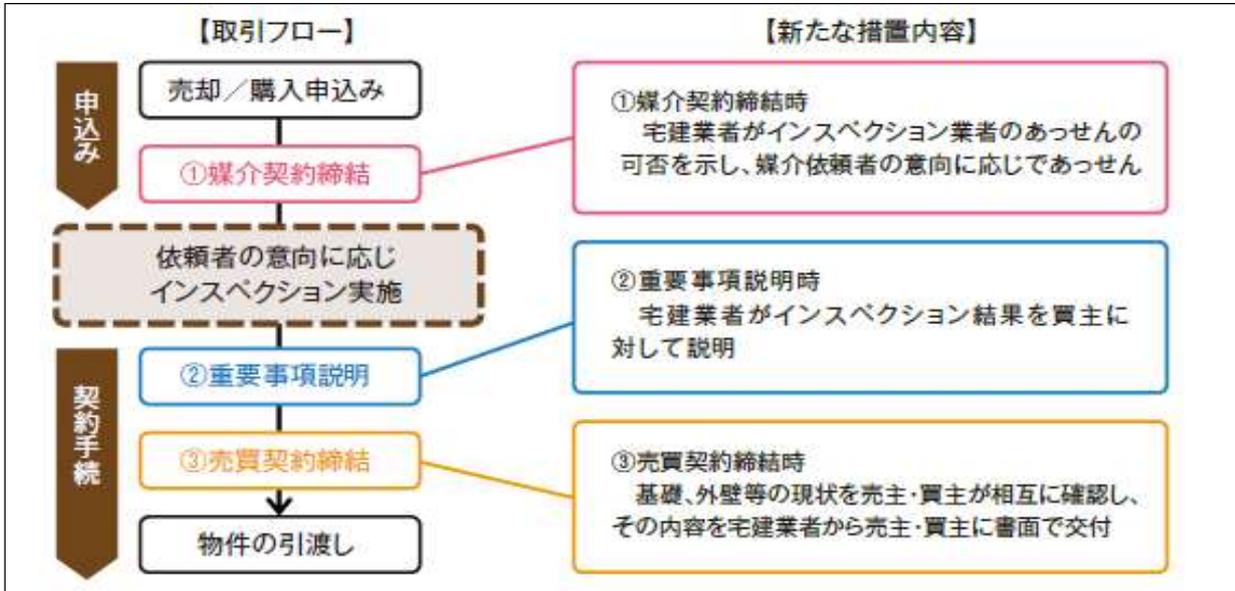


インスペクションを説明義務化する「改正宅建業法」が施行されました

平成30年4月1日から改正宅建業法の施行により、媒介契約締結時における建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあっせんや、重要事項説明書・契約書における説明・記載事項の追加等が必要となりました。本会の契約書関連書式も対応書式をリリースしておりますのでご利用ください。

▽改正宅建業法における取引フローと新たな措置内容（国土交通省 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案 概要より抜粋）

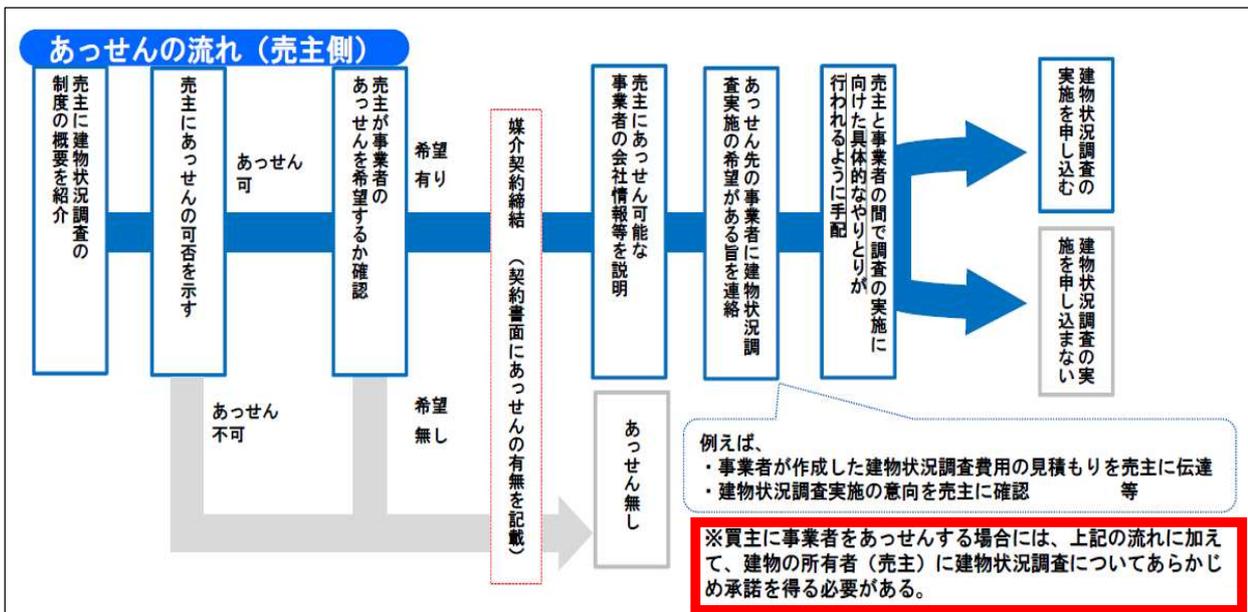


参考：改正宅地建物取引業法に関するQ & A（国土交通省ホームページ）
<http://www.mlit.go.jp/common/001219898.pdf>



買主にもあっせんが必要！

媒介契約締結時に、宅建業者はインスペクション業者のあっせんが可能かどうかを媒介依頼者に書面で示しますが、買主の依頼者にもあっせんが必要です。



（国土交通省 改正宅地建物取引業法の施行について より抜粋）



賃貸の媒介の場合にも建物状況調査結果の説明が必要！

宅建業者は、重要事項説明として下記の事項を説明

- ① 建物状況調査を実施しているかどうか
- ② 実施している場合における建物状況調査の結果の概要
- ③ 設計図書等の建物の建築・維持保全の状況に関する書類の保存の状況（売買・交換のみ）

賃貸の媒介の場合も、上記①②について重要事項として説明する必要があります。